

## 静岡県立大学大学院社会人専門講座受講生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 74 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 30 条の規定に基づき、社会人専門講座受講生（以下「受講生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講許可)

第 2 条 受講生として受講を志願する者（以下「受講志願者」という。）があるときは、講座を開設する研究科委員会又は学府委員会の議を経て、学長が受講を許可する。

(受講資格)

第 3 条 受講生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、外国人である志願者の場合は、受講生となることにより在留資格を得ようとする者を除く。

(1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 社会人として実務経験があり、学長が特に認める者

(許可の時期)

第 4 条 受講は、講座が始まるまでに科目ごとに許可する。

(受講の志願)

第 5 条 受講志願者は、次の各号に定められた書類により、学長に願い出なければならない。

(1) 受講申請書（講座毎に決定）

(2) その他指定する書類

2 前項第 4 号に規定する書類は、各研究科又は学府において定めることができる。

(費用の負担)

第 6 条 受講を許可された者は、所定の期日までに受講料を納付しなければならない。

2 実験、実習等に要する特別の費用は、受講生の負担とすることができる。

(許可の取消し)

第 7 条 受講生として不相当と認められたときは、学長は、当該研究科委員会又は学府委員会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第 8 条 静岡県立大学学則及び静岡県立大学大学院学則中、学生に関する規定は、社会人専門講座受講生に準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。